鹿児島県公報

令和７年８月26日（火）第646号の２

鹿児島県

発　行　鹿　　児　　島　　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総　務　部　学　事　法　制　課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

規　　則

○指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（※）　（障害福祉課取扱い）１

告　　示

○森林病害虫等防除法の規定に基づく駆除命令　（森づくり推進課取扱い）２
○森林病害虫等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令　（森づくり推進課取扱い）３
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定　（障害福祉課取扱い）４
○道路の区域の変更（２件）　（道路維持課取扱い）５
○道路の供用の開始　（道路維持課取扱い）５
○土砂災害警戒区域の指定　（砂防課取扱い）６
○土砂災害特別警戒区域の指定　（砂防課取扱い）６

公　　告

○指定管理者の公募公告（２件）　（都市計画課取扱い）６

選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等の公表　（選挙管理委員会取扱い）９

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示　（生活安全企画課取扱い）10

規　　則

指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県規則第65号

指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成18年鹿児島県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中

「

自立訓練					

」を

「

自立訓練					
就労選択支援					

」に改める。

附　則

この規則は，令和７年10月１日から施行する。

告　　示

鹿児島県告示第541号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第５条第１項の規定により，次のとおり森林病害虫等の駆除命令をする予定である。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　区域及び期間

⑴　区域

鹿児島市，鹿屋市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，姶良市，南種子町，徳之島町，天城町及び伊仙町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

⑵　期間

令和７年９月16日から令和８年３月19日まで

２　森林病害虫等の種類

松くい虫

３　行うべき措置の内容

⑴　松くい虫の付着している樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか，又は当該樹木を伐倒してはく皮し，並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

⑵　松の伐採跡地であって，松くい虫の付着し，又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し，又は管理する者は，当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか，又は当該根株をはく皮し，並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

⑶　松くい虫の付着し，又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し，又は管理する者は，当該伐採木等に薬剤を散布するか，又は当該伐採木等をはく皮し，並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条，樹皮及び包装を焼却すること。

４　命令しようとする理由

１の⑴の区域において松くい虫の被害が発生しており，３に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

５　その他

⑴　３に掲げる措置については，森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

⑵　３に掲げる措置を行った者は，令和８年３月19日（木）までに，森林病害虫等駆除実施届出書（別記様式）を，知事に提出しなければならない。

⑶　知事は，森林病害虫等駆除実施届出書の提出があったときは，当該届出者が３に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を交付する。

⑷　知事は，３に掲げる措置を行うべき樹木を所有し，又は管理する者が１の⑵の期間内に３に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき，又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがある。

⑸　知事は，⑷に掲げる措置を行った場合において，その費用の額が３に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

⑹　１の⑴の区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から２週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出る

ことができる。

（別記様式）

年　月　日

鹿児島県知事　　殿

届出人　住所
氏名
（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

森林病害虫等駆除実施届出書

森林病害虫等防除法施行細則第１条の規定により，次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積
	ヘクタール	本又は株	立方メートル

実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年　月　日から 年　月　日まで	人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第542号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第５条第２項の規定により，次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　区域及び期間

⑴　区域

阿久根市，指宿市，西之表市，薩摩川内市，霧島市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町，錦江町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

⑵　期間

令和７年９月16日から令和８年３月19日まで

２　行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し，又は管理する者は，当該松の樹木を伐倒して破砕するか，又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

３　命令しようとする理由

１の⑴の区域において松くい虫の被害が発生しており，２に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

４　その他

⑴　２に掲げる措置については，森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

⑵　２に掲げる措置について破砕を行う場合は，破砕後の木片の厚さが６ミリメートル（木材チッパーにより破砕する場合にあっては，15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

⑶　２に掲げる措置を行った者は，令和８年３月19日（木）までに，森林病害虫等駆除実施届出書（別記様式）を，知事に提出しなければならない。

⑷　知事は，森林病害虫等駆除実施届出書の提出があったときは，当該届出者が２に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を交付する。

⑸　知事は，２に掲げる措置を行うべき松林を所有し，又は管理する者が，１の⑵の期間内に２に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき，又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがある。

⑹　知事は，⑸に掲げる措置を行った場合において，その費用の額が２に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

⑺　１の⑴の区域内において松林を所有し，又は管理する者は，この告示の日から２週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

（別記様式）

年　月　日

鹿児島県知事　　殿

届出人　住所
氏名
（法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

森林病害虫等駆除実施届出書

森林病害虫等防除法施行細則第１条の規定により，次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>命ぜられた措置の内容</td><td colspan="2">森林（伐採跡地を含む。）の面積</td><td colspan="2">樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数</td><td colspan="2">樹木又は伐採木等の材積</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ヘクタール</td><td colspan="2">本又は株</td><td colspan="2">立方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施地区又は場所</td><td rowspan="2">実　施　期　間</td><td colspan="5">実　施　に　要　し　た　費　用</td></tr>
<tr><td>種　別</td><td>数　　量</td><td>単　　価</td><td colspan="2">金　　額</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">年　月　日から
年　月　日まで</td><td>人　夫</td><td>人</td><td>円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>薬　剤</td><td>リットル</td><td>円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td colspan="2">円</td></tr>
</table>

鹿児島県告示第543号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定により，身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　　塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名　　称	所　在　地		
上今別府　大作	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	外科	令和７年８月18日
外園　幸司	大井病院	姶良市加治木町本町141	外科	令和７年８月18日
田代　博史	有馬病院	南さつま市加世田地頭所570番地	神経内科	令和７年８月18日
濵田　嵩史	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町２番46号	消化器科	令和７年８月18日
藏原　弘	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地	外科	令和７年８月18日

竹中　嵩博	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	消化器科	令和７年８月18日
鮫島　朝之	医療法人和風会加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181番地	内科	令和７年８月18日
上村　征央	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町２番46号	内科	令和７年８月18日

鹿児島県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和７年８月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	糸木名亀津線	大島郡徳之島町亀津字川渡4245番１地先から4211番３地先まで	前 後	32.9～37.8 17.8～37.8	61.9 61.9

鹿児島県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和７年８月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3245番１地先から3251番・3252番合併地先まで	前 後	25.2～37.7 25.2～39.7	80.8 80.8
		鹿児島市川上町3255番地先から3259番１地先まで	前 後	15.5～18.9 18.4～23.8	78.0 78.0

鹿児島県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和７年８月26日から２週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3238番２地先から3229番３地先まで	令和７年８月26日

鹿児島県告示第547号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により，次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお，土砂災害警戒区域の表示については，次の図のとおりとする。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　　塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土　砂　災　害　警　戒　区　域　の　名　称
急傾斜地の崩壊	曽於市	急・小土野１，急・小ブシ松１，急・久保谷１，急・久保谷２，急・駒谷１，急・須賀１，急・池ノ谷１，急・片蓋下１，急・片蓋１及び急・大迫４
土石流	曽於市	土・須賀１，土・須賀２，土・須賀３及び土・池ノ谷１

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第548号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の規定により，次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお，土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については，次の図のとおりとする。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　　塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土　砂　災　害　特　別　警　戒　区　域　の　名　称
急傾斜地の崩壊	曽於市	急・小土野１，急・小ブシ松１，急・久保谷１，急・久保谷２，急・駒谷１，急・須賀１，急・池ノ谷１，急・片蓋下１，急・片蓋１及び急・大迫４
土石流	曽於市	土・須賀１，土・須賀２，土・須賀３及び土・池ノ谷１

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

公　　告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第４条の規定により，次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　公の施設の名称

谷山緑地

２　公の施設の所在地

鹿児島市

３　指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

⑴　公園施設の維持管理に関する業務

⑵　都市公園の利用の制限に関する業務

⑶　都市公園の利用の促進に関する業務

⑷　⑴から⑶までに掲げるもののほか，都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

４　指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日まで

5　条例第５条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

⑴　鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

⑶　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑷　鹿児島県から指名停止を受けていないこと。

⑸　法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑹　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ　暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等

エ　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ　役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等

カ　役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ　役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク　アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

6　複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。

7　申請の方法

⑴　申請書類

ア　指定管理者指定申請書

イ　管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ　管理の業務に関する収支予算書

エ　法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）

オ　申請書を提出する日の直前２事業年度における決算に関する書類

カ　その他知事が必要と認める書類

⑵　申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577）

8　申請を受け付ける期間

令和７年９月22日（月）から同月30日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までとする。

なお，郵送により提出する場合は，令和７年９月30日の消印のあるものまで受け付ける。

9　条例第６条各号に掲げる選定の基準

⑴　事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。

⑵　事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

⑶　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

⑷　その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10　その他

⑴　詳細は，募集要項によるものとする。

⑵　募集要項は，鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577）において，令和７年８月26日（火）から同年９月30日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までの間，配布する。

……

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第４条の規定により，次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和７年８月26日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　公の施設の名称

石橋記念公園

２　公の施設の所在地

鹿児島市

３　指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

⑴　公園施設の維持管理に関する業務

⑵　都市公園の利用の制限に関する業務

⑶　都市公園の利用の促進に関する業務

⑷　⑴から⑶までに掲げるもののほか，都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

４　指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和８年４月１日から令和13年３月31日まで

５　条例第５条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

⑴　鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。

⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

⑶　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑷　鹿児島県から指名停止を受けていないこと。

⑸　法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑹　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ　暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等

エ　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ　役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等

カ　役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ　役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク　アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

６　複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。

７　申請の方法

⑴　申請書類

ア　指定管理者指定申請書
イ　管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
ウ　管理の業務に関する収支予算書
エ　法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）
オ　申請書を提出する日の直前２事業年度における決算に関する書類
カ　その他知事が必要と認める書類

⑵　申請書類の提出先

鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577）

８　申請を受け付ける期間

令和７年９月22日（月）から同月30日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までとする。

なお，郵送により提出する場合は，令和７年９月30日の消印のあるものまで受け付ける。

９　条例第６条各号に掲げる選定の基準

⑴　事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。
⑵　事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
⑶　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
⑷　その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10　その他

⑴　詳細は，募集要項によるものとする。
⑵　募集要項は，鹿児島県土木部都市計画課公園緑地係（鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577）において，令和７年８月26日（火）から同年９月30日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までの間，配布する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による設立の届出があった政治団体，法第17条第１項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第２項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第３項の規定による資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和７年８月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長　　松下良成

１　設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
曽於市一新の会	稲留　三郎	川畑　武文	曽於市末吉町二之方6015－１	令和７年７月10日
年見明浩後援会	年見　智子	宮下　香代子	志布志市志布志町安楽6244－２	令和７年７月11日
原口ひろあき後援会	原口　洋明	原口　ひとみ	姶良市加治木町木田5348番地58	令和７年７月22日
町田かずき後援会	町田　和己	町田　愛里	霧島市溝辺町有川699－61	令和７年７月15日

２　解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
大久保あきら後援会	大島郡伊仙町伊仙2602－１	蔀　正良	令和６年12月31日
田中こうへい後援会	鹿児島市高麗町23番32号リバティ高麗308	田中　耕平	令和６年12月31日
まえだかよこ後援会	鹿児島市西坂元町32－15	前田　佳代子	令和６年12月31日
令和会	日置市伊集院町郡1189－４	桃北　勇一	令和７年７月25日

３　資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
原口　洋明	原口　洋明	始良市議会議員	原口ひろあき後援会	始良市加治木町木田5348番地58	令和７年７月22日

４　資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体

法第19条第３項第２号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
桃北　勇一	令和会	令和７年７月25日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第87号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和７年８月26日

鹿児島県公安委員会委員長　　鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Ｐ沖ドキ！ＬＧ	株式会社メーシー	4P1855